

令和7年度第3回厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議次第

日時 令和8年3月12日(木)
午前10時から11時30分まで
場所 第二庁舎16階会議室A

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

4 議 事

- (1) 令和7年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書について
.....資料1、参考1、2、3
- (2) セーフシティあつぎ推進条例(案)の概要について.....資料2
- (3) 今後のスケジュールについて.....資料3

5 その他

6 閉 会

厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿

(敬称略)

No.	役職	氏名	よみがな	選出区分
1	委員長	宮田 幸紀	みやた こうき	有識者
2	職務代理	永井 明	ながい あきら	有識者
3	委員	秋山 勝茂	あきやま かつしげ	市民公募
4	委員	渡邊 妙子	わたなべ たえこ	市民公募

※任期：令和7年7月27日～令和8年11月（予定）

厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則

平成24年10月11日

規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）第8条第4項の規定に基づき、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) セーフコミュニティに関し、優れた識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚木市セーフコミュニティ推進条例主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

厚木市セーフコミュニティ推進委員会の会議等の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議録の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の基準)

第2条 委員会の会議は、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「条例」という。）第26条の規定により公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 条例第7条各号に定める非公開情報に該当する事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合

2 前項の規定により非公開とする場合は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委員会に諮って決定する。

(公開の方法等)

第3条 委員会の会議の公開の方法等は、次のとおりとする。

(1) 委員会の会議を公開で行う場合は、会議会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設けるものとする。

(2) 傍聴人の定員は、5人以内とする。

(3) 傍聴申出人が定員を超えた場合は、抽選で決定するものとする。

2 委員長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

(開催日時等の周知)

第4条 委員会の会議は、会議の開催日時、場所、議題、傍聴者の定員等を市政情報コーナーに掲示するとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 当該会議の開催の周知は、開催日のおおむね2週間前に行うものとする。

(資料の配布及び閲覧)

第5条 会議に提出した資料のうち、会議次第については傍聴者に配布するものとし、その他の資料については委員長があらかじめ認めた場合に限り、会議入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

(遵守事項)

第6条 傍聴者の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 委員長の許可なく会議の写真若しくはビデオの撮影又は録音をしないこと。

(2) 委員会委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

(3) その他委員会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。

(議事録の公開)

第7条 委員会の議事録の公開は、会議の概要を要点筆記した議事録を作成し、それを市政情報コーナーに備え置くことにより行うとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 市政情報コーナーに備え置く議事録には、会議資料を添付するものとする。ただし、条例に定める非公開情報に該当すると判断される部分については、所要の措置を講じるものとする。

3 議事録等の公開期間は、公開を始めた日から1年間とする。

(庶務)

第8条 委員会の公開に関する庶務は、セーフコミュニティ推進主管課が行う。

附 則

この要綱は、平成25年7月24日から施行する。

○厚木市セーフコミュニティ推進条例

平成24年10月11日

条例第18号

改正 平成24年12月25日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、市民の事故、けが等の発生の予防その他の地域社会の課題解決に資するため、セーフコミュニティを推進し、もって誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる良好な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「セーフコミュニティ」とは、次条の基本原則の下に、人の一生にとって最も大切な安全及び健康を不慮の事故等から守るとともに、より住みよい魅力的な地域社会を創るための取組をいう。

(基本原則)

第3条 セーフコミュニティは、事故、けが等の発生は偶然の結果ではなく、その発生は予防できるという理念の下に、市民が連携し、及び協働して地域の実態に即し、推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆^{きずな}の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

(基本計画)

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」とい

う。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその結果に基づく取組
- (6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築
(推進体制)

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

(セーフコミュニティ推進委員会)

第8条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第9条 市長は、委員会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(平24条例29・全改)

附 則（平成24年条例第29号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条、第8条並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

令和7年度

厚木市セーフコミュニティ推進条例

運用状況点検報告書（案）

厚木市セーフコミュニティ推進委員会

もくじ

1 令和7年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書について	1
2 厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書	
(1) 点検項目1 第4条(市民の役割) 関連	2
(2) 点検項目2 第5条(市の責務) 関連	7
(3) 点検項目3 第6条(基本計画) 関連	14
(4) 点検項目4 第7条(推進体制) 関連	20
(5) 点検項目5 第10条(情報の提供) 関連	22
3 関連資料	
(1) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議実績	26
(2) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿	26
(3) 厚木市セーフコミュニティ推進条例	27
(4) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則	30

令和8年 月 日

厚木市長 山口 貴裕 様

厚木市セーフコミュニティ推進委員会

委員長 宮田 幸紀

職務代理 永井 明

委員 秋山 勝茂

委員 渡邊 妙子

令和7年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書について

厚木市セーフコミュニティ推進委員会において、本条例第8条の規定に基づく条例の運用状況について点検を行った結果を、別紙のとおり「令和7年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書」として取りまとめましたので報告します。

本市は、平成20年にセーフコミュニティの取組を開始してから17年間にわたり、本条例に基づく市民と行政等との連携・協働による安心安全なまちづくりのための取組を推進してまいりました。

令和7年度に実施した「安全・健康・コミュニティに関する調査」では、市民と行政等が協力して安心安全に取り組む活動を今後も推進していく必要があると回答した人は、95.7%に上りました。これは、これまでの市民協働による取組の推進が、強く求められていることが明らかになった結果といえます。

国際認証期間満了を迎える令和8年11月以降は、これまでのセーフコミュニティ活動で培ってきた知識・経験を活かし、新たに始まる「セーフシティあつぎ」へと移行しますが、今後につきましても、市民協働による都市全体での安心安全なまちづくりを目指す活動を継続していくことを強く願っております。

厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書

【市民の役割】

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆^{きずな}の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

【運用状況】

- ① 「見せる警戒」としてセーフティーベスト着用を推進しています。本厚木駅周辺環境浄化等防犯パトロールや登下校時の愛の目運動などの活動時に際して、ベストを着用することで、周囲に警戒中であることを容易にアピールすることができ、犯罪の抑止及び体感治安の向上を図っています。
- ② 防犯啓発活動の次世代を担う高校生・大学生が、次世代防犯ボランティア活動として、こどもフェスタや駅前パトロール、公民館まつりでの啓発活動などに参加しています。そうした活動を通じて、社会貢献への芽生えや防犯意識の高揚を図っています。
- ③ 市内の中高生が、犯罪の起こりにくい街づくりを目指して地域清掃を行っています。自分たちが過ごす環境を美化することは、単なる地域貢献に留まらず、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を実践する貴重な機会となっています。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調	<input type="checkbox"/> 概ね順調	<input type="checkbox"/> 不十分	<input type="checkbox"/> その他
--------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------	------------------------------

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》
------	-----------------------

1 セーフコミュニティの推進に関する活動

(1) セーフティーベスト着用による防犯活動

本厚木駅周辺環境浄化パトロールでは、自治会や商店会を始めとした様々な団体がセーフティーベストを着用し、夜間に本厚木駅周辺のパトロールを実施しています。昨年度からは、県内や市内で活動を行っている学生ボランティアも参加し、幅広い世代による防犯活動を推進しています。



パトロールの様子

本厚木駅周辺環境浄化パトロール参加団体

No.	団体名称
1	厚木北地区 西仲自治会
2	厚木北地区 大手西自治会
3	厚木北地区 仲町北自治会
4	厚木南地区 泉町自治会
5	厚木南地区 旭町1丁目自治会
6	厚木なかちょう大通り商店街振興組合
7	あつぎ商和会
8	厚木みなみ商工クラブ
9	厚木一番街商店街振興組合
10	厚木市ビル経営者協議会
11	小田急電鉄(株)本厚木駅
12	小田急本厚木ミロード
13	全日本不動産協会神奈川県本部県央支部
14	神奈川県宅地建物取引業協会県央支部
15	厚木北地区文化振興会
16	厚木警察署
17	神奈川防犯シーガル隊
18	神奈川工科大学K A I T B L U E

実施日と参加者人数（令和8年2月末現在）

No.	実施日	内容	参加者人数 (自治会等人数)
1	4月18日	本厚木駅周辺のパトロール	25人
2	5月16日	本厚木駅周辺のパトロール	29人
3	6月19日	本厚木駅周辺のパトロール	17人
4	7月4日	本厚木駅周辺のパトロール	14人
5	7月17日	本厚木駅周辺のパトロール	25人
6	8月20日	本厚木駅周辺のパトロール (厚木北地区犯罪防止決起大会への参加)	74人
7	10月16日	本厚木駅周辺のパトロール	19人
8	11月20日	本厚木駅周辺のパトロール	14人
9	12月11日	本厚木駅周辺のパトロール (厚木北地区民間防犯監視所への参加)	79人
10	1月15日	本厚木駅周辺のパトロール	16人
11	2月19日	本厚木駅周辺の落書き消し	16人
合計	11回	—	328人

(2) 次世代防犯ボランティアによる防犯啓発活動

次世代を担う高校生・大学生の防犯意識の高揚を図るため、キャンペーンやイベントにおいて防犯ボランティアを募集し、防犯啓発活動を実施しました。

ア かながわポリス啓発キャンペーン

厚木警察署と合同で神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」の普及啓発キャンペーンを実施し、高校生の防犯ボランティアが本厚木駅利用者に対し啓発物品の配布を行いました。

イ こどもフェスタにおける啓発活動

青少年課主催のこどもフェスタにおいて、市内の高校生と大学生の防犯ボランティアが防犯啓発ブースの運営を行いました。

来場したこどもたちに対し、反射キーホルダーの作成やぬりえ、神奈川工科大学の学生が作成したクイズを実施し、正しい防犯知識を身に付けてもらうための啓発を行いました。

ウ 公民館まつりでの啓発活動

各地区で開催される公民館まつりにおいて、来場者に対し、特殊詐欺や交通安全に関する啓発物品を配布しました。また、こども向けに反射キーホルダーの作成やクイズを実施しました。

エ 落書き消し（クリーンアップ作戦）の実施

本厚木駅周辺の体感治安向上及び犯罪発生数の低下を図るため、本厚木駅周辺環境浄化対策協議会や地元住民の方々とともに街中の落書き消しを実施しました。



ア かながわポリス啓発キャンペーン



イ こどもフェスタ



ウ 厚木南地区公民館まつり



エ 落書き消し

次世代防犯ボランティア活動実績

	活動名	日時	人数	参加校
ア	かながわポリス啓発キャンペーン	5月21日	15人	厚木中央高等学校
イ	こどもフェスタ	7月6日	12人	神奈川工科 KAIT BLUE 厚木中央高等学校
ウ	厚木南公民館まつり	11月2日	3人	神奈川防犯シーガル隊
	荻野地区公民館まつり	11月16日	7人	神奈川工科 KAIT BLUE
	厚木北公民館まつり	3月8日	4人	神奈川工科 KAIT BLUE
エ	落書き消し① (クリーンアップ作戦)	2月19日	8人	神奈川工科 KAIT BLUE 神奈川防犯シーガル隊
	落書き消し② (クリーンアップ作戦)	3月4日	18人	厚木中央高等学校
合計		7回	67人	

2 地域社会における信頼関係及び絆の強化

厚木中央高等学校の生徒会と厚木中学校のボランティア活動部では、放課後や休日を利用して地域清掃を行っています。



厚木中央高等学校



厚木中学校

【市の責務】

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

【運用状況】

- ① 犯罪の起こりにくい環境づくりを推進するため、「安心・安全セーフコミュニティ推進地区」を指定しています。市では、この推進地区に対して、補助金の交付やセーフティーベスト、パトロール用の帽子、指定地区プレートの配布等の活動に必要な支援を行っています。
- ② 安心安全な活動を行っている地域を支援するため、セーフコミュニティ総合指導員、消防職員又は市保健師を派遣し、研修会を開催しています。
- ③ 市民や市民の安心安全に関わる方に対し、専門家による研修や講習を開催し、市民が安心安全な取組を実践できる環境づくりに努めています。
- ④ 安心安全なまちづくりの推進のため、青色回転灯を装備した自動車(以下、「青パト」という。)による自主防犯パトロール活動に対する支援を行っています。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調	<input type="checkbox"/> 概ね順調	<input type="checkbox"/> 不十分	<input type="checkbox"/> その他
--------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------	------------------------------

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》
------	-----------------------

1 市でのセーフコミュニティの推進に関する施策の策定及び実施

(1) 令和7年度安心・安全セーフコミュニティ推進地区について

ア 推進地区一覧

No.	地区名	地区数	指定名称	指定エリア
1	厚木北	2	西仲	中町1丁目、中町2丁目、中町3丁目、 中町4丁目、田村町、栄町1丁目、栄 町2丁目
			松枝	松枝1丁目、松枝2丁目、寿町3丁目、 水引1丁目、水引2丁目
2	厚木南	1	厚木南	旭町1丁目・泉町
3	依知北	1	山際・下川入	新開、山際団地、山ノ根、中平、小平、 下川入第一、下川入第二、下川入第三
4	依知南	1	依知南	長坂
5	睦合北	1	睦合北	根岸
6	睦合南	1	睦合南	妻田北1丁目・妻田北3丁目・妻田北 4丁目・妻田西2丁目・妻田西3丁目
7	睦合西	1	睦合西	及川第3自治会区域
8	荻野	1	荻野	枅割、子中、新宿
9	小鮎	1	小鮎	簾谷・旗月見台
10	南毛利	1	浅間山	浅間山第1・浅間山第2
11	南毛利南	1	愛甲石田駅周辺安 心・安全セーフコミ ュニティ推進地区	愛甲宮前、コープ野村、宿愛甲、坊中 第二自治会の駅周辺
12	玉川	1	玉川	岡津古久、小野、七沢
13	森の里	1	森の里	森の里1丁目・2丁目・3丁目・4丁 目・5丁目
14	相川	1	相川	戸田下沖
15	緑ヶ丘	1	緑ヶ丘3丁目	緑ヶ丘3丁目
合 計		16		

イ 推進地区での工夫

令和7年度安心・安全セーフコミュニティ推進地区指定式において、代表として2地区が活動状況の報告を行いました。依知南地区からは地区内の犯罪等の状況や愛のパトロール、ゴミポイ捨て防止啓発の美化清掃活動、落書き防止に向けた壁画制作事業について、睦合北地区からは登下校時における見守り隊や自治会の青パト隊の活動、民間交通監視所等について報告をいただき、それぞれの地区の活動の情報共有が図られました。



安心・安全セーフコミュニティ推進地区指定式の様子

(2) 地域安心安全研修会の実施について

多面的にセーフコミュニティについて学んでいただくため、防犯、防災、こころのSOS、住宅防火、予防救急の5つの講座メニューを展開しています。

今年度は過去最高の実施回数及び参加者数となり、地域における安心安全に対する関心の高さがうかがえます。

また、今年度中に2回研修会を開催した自治会が2か所、同日に防犯と防災の講座の2講座を受講した自治会が2か所ありました。

さらに、7自治会（鳶尾一丁目自治会、愛甲原自治会等）から昨年度に引き続き研修会の応募があり、リピーターが着実に増えていることは、講座内容が高く評価されていることを示しています。



世界事情による防犯漫才



防犯講座の様子

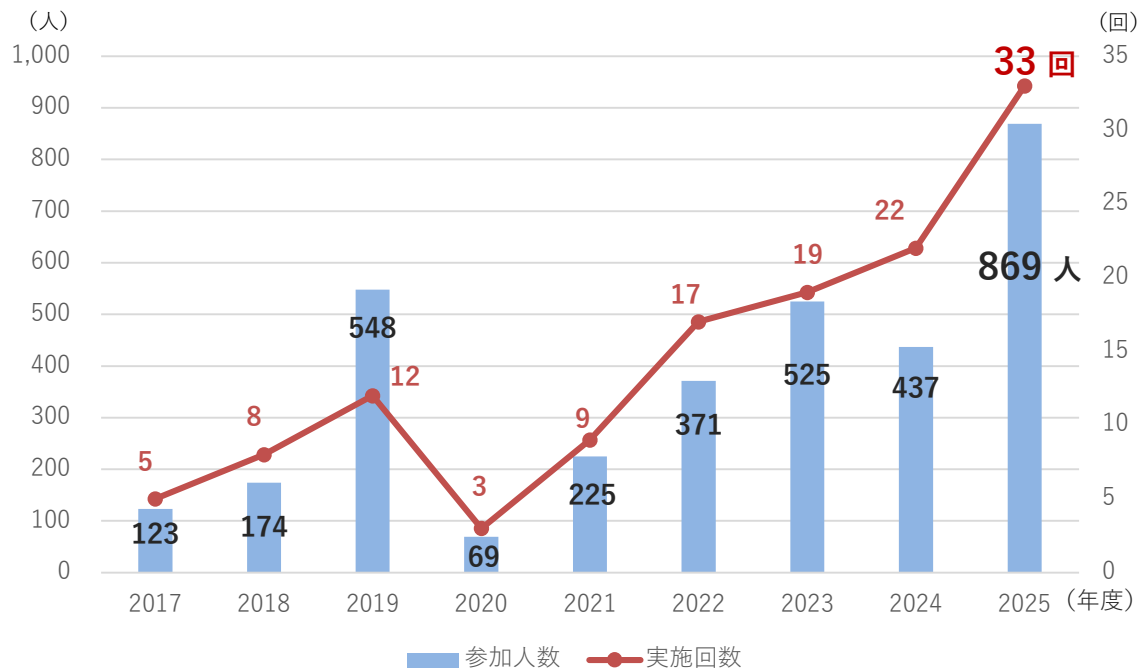


住宅防火講座の様子



ゲートキーパー講座の様子

地域安心安全研修会開催実績



令和7年度セーフコミュニティ安心安全研修会実績

No.	開催日	主催団体	講座内容	参加者数
1	6月25日	依知北地区安心・安全なまち会議	防犯	27人
2	7月8日	坊中老寿会	防犯	18人
3	7月13日	鳶尾1丁目	防犯	20人
4	7月23日	宮の里第一住宅自治会	防犯	50人
5	8月4日	愛甲原自治会	こころ	13人
6	8月16日	玉川地区安心・安全なまち会議	防犯	19人
7	8月27日	荻野地区安心・安全なまち会議	防犯	32人
8	8月31日	山の根自治会（1回目）	防災	178人

No.	開催日	主催団体	講座内容	参加者数
9	9月4日	南毛利南地区安心・安全なまち会議	防犯	32人
10	9月18日	緑ヶ丘3丁目自治会	防犯	15人
11	9月20日	妻田第一自治会	防犯	11人
12	9月25日	厚木リバーサイド自治会（1回目）	防犯	21人
13	9月27日	下津古久自治会	防犯	20人
14	9月27日	下津古久自治会	防災	20人
15	9月28日	サングレイス愛甲石田自治会	防災	5人
16	10月1日	宮の里井戸端カフェの会	防火	17人
17	10月5日	上依知上町自治会	防犯	19人
18	10月11日	中三田第一自治会	防災	22人
19	10月11日	中三田第一自治会	防犯	22人
20	10月12日	山の根自治会（2回目）	防犯	24人
21	10月19日	中村自治会	防災	20人
22	10月26日	上古沢自治会	防犯・防災	19人
23	11月9日	毛利台1丁目自治会	防犯	34人
24	11月15日	エステ・スクエア本厚木自治会	防犯	12人
25	11月29日	南千頭自治会	防犯	27人
26	11月30日	新宿自治会	防犯	32人
27	12月5日	三田小学校避難所運営委員会	防災	7人
28	12月6日	宮郷自治会	防犯	20人
29	12月17日	相川公民館・地区市民センター	防災	33人
30	1月28日	厚木リバーサイド自治会（2回目）	防災	16人
31	2月12日	長坂自治会	防犯	16人
32	2月23日	下川入第一自治会	防犯	19人
33	2月24日	厚木市農協	防犯	29人
合 計				869人

※太字は同日に2講座開催した団体

2 セーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援

(1) こどものけが予防研修会の開催

令和7年度こどものけが予防研修会開催実績厚木市子育て支援センターに所属する職員を対象に、事故等によるこどものけがを予防するための必要な知識を身に付け、こどもの健やかな育ちを支えることを目的に研修会を行いました。

内容は、NPO法人 Safe Kids Japan が主催するこどもの事故予防プログラム「Safe Kids マイスター養成講座」を受講するもので、本講座は安全な環境づくりに精通し、保護者や保育士の負担を軽減する人材を育成することを目的としています。研修後には、子育て支援センター「もみじの手」において、講師から施設内の危険箇所等について具体的なアドバイスをいただきました。

本研修を通して、本市において初の Safe Kids マイスターが 25 人誕生し、受講した職員には認定証が発行されました。

開催日	開催場所	内容	人数
10月31日	あつぎ市民交流プラザ5階 ルーム502&503	ワーク研修1時間 施設内点検30分	25人

参加した職員の感想（一部を掲載。原文まま。）

事故を予防するためには、変えられるものを見つけることが大事の言葉がのこりました。すこしのことで大きな事故につながります。安全に遊ぶための努力を怠らないことが大切と思いました。

母からの相談に積極的に答えやすくなった。ヒヤリハットなど注意する時など説明をしやすくなった。

今までも情報を提供していた部分に、より提供できる内容が増えその人その人に合う情報提供ができたらいと思った。まずは、自分で知識を深めたいと思う。



研修の様子



施設内点検の様子

(2) 青パトによる自主防犯パトロールについて

今年度は、補助金交付対象である市内青パト活動団体を対象に、活動の更なる活性化を目的とした意見交換会を実施し、各団体における日々のパトロール手法や運営上の課題について情報共有を行いました。

また、青パト活動団体に対し、地域における持続可能な活動を支援するため、燃料費等の活動費及び車両導入時の物品購入費の補助を行いました。令和7年度には、新たに1団体が結成されるなど、市内における青パト活動は着実な広がりを見せています。

ア 意見交換会概要

開催日	参加団体数	主な議題
8月22日	・青パト活動団体 13 団体 ・厚木市防犯パトロール隊	・パトロールの時間帯 ・パトロール中に意識すること ・通常パトロール以外の青パト活動 ・学校との連携状況 ・青パトでの課題

イ 青パト補助金交付実績

年度	交付団体数	交付台数
令和3年度	13 団体	94 台
令和4年度	14 団体	131 台
令和5年度	14 団体	133 台
令和6年度	15 団体	137 台
令和7年度	16 団体	134 台

【基本計画】

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその結果に基づく取組
- (6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築

【運用状況】

- ① 令和8年度に本市独自の活動である「セーフシティあつぎ」へと移行することに伴い、7分野あった対策委員会の再編を行い、けが予防等、交通安全、治安向上及び防災の4つの分野の対策委員会が始動しました。
- ② 戦略立案機関として新たに外傷サーベイランス委員会、各対策委員会委員長、安心安全なまち会議連絡会代表者、市内企業代表者からなる「厚木市セーフコミュニティ対策委員会戦略調整会議」を発足し、各対策委員会の課題や指標、取組の検討を行っています。
- ③ 長期的・継続的な取組として、市内にある大学と連携した、新入生向けの講演会や庁内の新採用職員向けのセーフコミュニティに関する研修会を開催しています。
- ④ けが等の発生原因の科学的検証やデータ分析について自ら考える力を養うため、厚木市役所で職員研修を実施しています。
- ⑤ セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会の所属自治体で開催される認証式典や現地審査等に継続的に参加することで、情報共有及び意見交換を行い、自治体同士の連携を深めることにより、安心安全なまちづくりの推進に役立てています。また、日本セーフコミュニティ推進機構が開催している定例会や研修会を通して、自治体の運用状況について相互に報告を行うことにより、国内セーフコミュニティ推進自治体内での本市の位置付けを確認しています。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
--------	---

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》
------	-----------------------

1 セーフコミュニティに関する基本的な方針

令和8年11月にセーフコミュニティ国際認証期間満了を迎えることを契機に、これまで培ってきた市民協働及び科学的根拠に基づく活動を、本市独自の活動である「セーフシティあつぎ」へと発展させ、活動を継続することに決定しました。

2 セーフコミュニティの推進に関する組織の整備

(1) 対策委員会の再編

昨年度対策委員会委員に対して実施したアンケートの結果を参考とし、これまで7分野あった対策委員会を、本市取り組むべき課題として挙げられたけが予防等、交通安全、治安向上及び防災の4分野の対策委員会に再編しました。

今年度は、各対策委員会において優先課題など活動の方向性について、専門家の講義やワークショップを通して検討を進めています。

(2) セーフコミュニティ対策委員会戦略調整会議の開催

セーフコミュニティ国際認証期間満了に伴い、本市独自の活動を展開していくため、各分野横断的な連携の促進を図るため、各対策委員会代表者、厚木商工会議所代表者、安心安全なまち会議連絡会代表者によって構成される「セーフコミュニティ対策委員会戦略調整会議」を発足しました。これまで専門的なデータ分析を担ってきた外傷サーベイランス委員会はこの会議に内包され、本市の活動に係る戦略立案のサポートを行っています。

本会議が設置された背景として、これまでの体制においてデータ分析を行う外傷サーベイランス委員会と実際の活動を行う対策委員会との間で、情報共有が不十分であったという課題がありました。そこで本会議を設置することにより、データ共有を円滑にするとともに、対策委員会同士の状況確認や連携、調整をする場として機能させることを目的としています。

また、本会議が課題や指標の設定及び具体的な取組の提案を行うことで、各対策委員会が実行部隊として活動や振り返りに注力できる体制を整え、より効率的な活動の推進を目指します。今年度は、本市独自の新しい活動名称の検討や、各対策委員会における優先課題及び指標の検討を行いました。

厚木市セーフコミュニティ対策委員会戦略調整会議実施結果

開催日	案件
8月27日	(1) 本戦略調整会議規程（案）について (2) 本戦略調整会議の役割について (3) 対策委員会課題優先順位付けシートについて (4) 厚木市セーフコミュニティの新名称について

開催日	案件
10月1日	(1) 対策委員会課題優先順位付けシートについて (2) 各対策委員会への取組の提案について
11月19日	(1) 各対策委員会の取組について (2) 令和6年救急搬送データについて (3) 令和6年度厚木市立病院データについて (4) 令和7年度安全・健康・コミュニティに関する調査（速報値）について
1月14日	各対策委員会の取組及び指標について

3 セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組

(1) 東京農業大学厚木キャンパスでの講演

毎年、東京農業大学の新生を対象とした授業である「東京農業大学入門」において、自分の身の回りの安心安全について理解を深めるための講義を行っています。今年度は、「消費者生活」「薬物の危険性」「防災」「セーフコミュニティ」の4つのテーマについて講演を行い、安心安全に学生生活を送るための知識の向上に努めました。



(2) 厚木市役所内の新採用職員研修

採用1年目の職員に対し、本市で行っている市民協働による安心安全なまちづくりの推進に関する研修を行っています。安心安全に関する考え方や新たな仕組みである「セーフシティあつぎ」について説明を行い、市職員として市民と行政の懸け橋としての立場を担う動機付けを行っています。

(3) 職員特別研修「セーフコミュニティ研修」

主査職の職員を対象に安心安全なまちづくりの実践に向けた庁内研修を実施しました。今年度は、「こどもの傷害予防」をテーマに、課題解決や環境改善のための基本的な考え方についての研修を行いました。

4 セーフコミュニティ推進に関する活動の促進及び支援

○自転車ヘルメットインフルエンサー事業

通学中の事故が多い高校生及び着用率の低い中学生に対し、ヘルメットの着用普及を更に推進するため、「自転車ヘルメットインフルエンサー事業」を実施しています。

市立中学校及び県立高校の生徒代表にヘルメットを贈呈し、「ヘルメットインフルエンサー」として通学时等の自転車利用時にヘルメットを必ず着用してもらうことで必要性を発信し、ほかの生徒や市民全体に着用を広げていくことを目的としています。今年度は、ワークショップや校門での立哨、こどもまつりでの啓発活動など、ヘルメット着用の必要性を普及するための活動を実施しました。



ヘルメット着用促進ポスター

令和7年度ヘルメットインフルエンサー実施校

市立中学校	
1	東名中学校
2	相川中学校
3	森の里中学校
4	藤塚中学校
5	南毛利中学校
県立高校	
1	厚木王子高校
合計	6校

5 セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその結果に基づく取組

○令和8年消防出初め式における啓発（参考1参照）

1月11日開催の出初め式において、本市の外傷サーベイランス委員会による救急搬送データの分析結果を活用し作成された啓発ちらしの配布が行われました。本市の現状を市民の皆様知らせることで、「自分事」としての関心を高め、日々の生活の中で実践できる予防を呼びかけました。

6 セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築

(1) セーフコミュニティ全国協議会への参加状況

セーフコミュニティを推進している他自治体の現地審査等に参加し、好事例や効果的な施策を取り入れることで、一層のセーフコミュニティ活動の推進につなげています。

開催日	開催内容	自治体名	開催形式
8月2日	第1回国際安全都市アジア 市民大会 i n 京都・亀岡 第11回アジア 地域セーフコミュニティ会議	京都府亀岡市	対面
8月7日～8月8日	事前指導(※1)	山梨県都留市	対面・オンライン
8月26日～27日	現地審査(※2)	埼玉県さいたま市	対面・オンライン
11月21日	認証式典	埼玉県さいたま市	対面・オンライン

※1 事前指導：現地審査本番前に取組の方向性や内容を海外の審査員に指導してもらうもの

※2 現地審査：国際認証を取得するために実施される審査。認証は5年に1度の再認証の手続きが必要。

(2) 日本セーフコミュニティ推進機構開催の研修会・定例会への参加状況

研修会及び定例会において、参加自治体から重点課題や対策委員会、主要な取組等について報告があり、各自治体の好事例や今後の改善点等の意見交換を行いました。この意見交換を通じ、国内における本市セーフコミュニティ活動の現状と課題を把握し、今後の活動における参考となる情報を得ることができました。

研修会	開催日	内容
2025年度 セーフコミュニティ 研修会・定例会	2月5日 ～6日	①各自治体の取組状況の報告 ②今年度に現地審査・事前指導（国際版）を実施された自治体からの情報提供 ③指標（6指標）に基づいた取組の進め方 ④活動報告と JISC によるアセスメントの活用（年間活動報告で伝える内容について）

【推進体制】

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

【運用状況】

① セーフコミュニティの推進に係る方針や重点施策等を決定する機関として「セーフコミュニティ推進協議会」を設置しており、68団体73人の委員により、分野横断的な推進体制を組織しています。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
--------	---

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》
------	-----------------------

1 セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織

○令和7年度厚木市セーフコミュニティ推進協議会実績

開催日	主な議題
11月14日	(1) 役員（副会長）の指名について (2) 令和7年度セーフコミュニティ活動スケジュールについて (3) 厚木市セーフシティ推進条例制定及びセーフシティあつぎ推進基本計画策定の基本方針について



セーフコミュニティ推進協議会では、セーフシティあつぎの今後の推進体制や、新たに制定するセーフシティあつぎ推進条例及びセーフシティあつぎ推進基本計画策定の基本方針の説明を行い、今後の活動の方向性を共有しました。

【情報提供】

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

【運用状況】

- ① セーフコミュニティをより身近なものとして捉え、事故等の未然防止を図るため、リーフレット、ホームページ、YouTube、ちらし等の様々な媒体を活用し、及び掲載することで、事故等の発生原因や対策について情報提供しています。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
--------	---

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》
------	-----------------------

1 YouTube の配信

市民の皆様と協働で「健康で安心安全なまちづくり」に取り組んでいることから、けがや事故予防の周知を図る目的として、YouTube チャンネルを開設し、30秒のショート動画を毎月第2・第4金曜日に配信を行っています。

(1) 登録数再生回数(令和8年2月末現在)

年度	登録者数	配信回数	再生回数
令和4年度	142人	45回	21,603回
令和5年度	162人	9回	31,139回
令和6年度	163人	20回	35,641回
令和7年度	173人	20回	59,705回



ちよつとそれ!【第116話】2月15日は春一番...
545回視聴



ちよつとそれ!【第115話】豆まきの豆による...
2014回視聴



ちよつとそれ!【第114話】大掃除の時期!転...
1556回視聴



ちよつとそれ!【第113話】飲酒運転は絶対に...
1907回視聴

(2) 県央相模川サミットとのコラボレーション動画

今年度は、県央相模川サミット(※)とコラボレーションし、水の事故防止取組強化月間(①4月21日から5月9日まで ②7月14日から9月30日まで)に合わせて、ライフジャケットの正しい着用を呼び掛ける動画を作成し、配信を行いました。

作成した動画は、市ホームページの「水の事故防止に向けた6市町村長による共同メッセージ」に掲載されています。

※ 県央相模川サミット：県央地域の相模川周辺自治体である相模原市、厚木市、海老名市、座間市、愛川町及び清川村が抱える河川の保全活用、災害対策支援、産業の活性化、環境対策、交通対策及びその他地域住民の福祉の向上に係る共通課題の解決に向け、相互に連携して取り組むための組織のこと。



市ホームページの掲載ページと啓発動画（出演：消防本部職員）

2 リーフレットの作成・配布

リーフレットを作成し、市民一人ひとりができるセーフコミュニティ活動について、周知を行っています。

- (1) 乳幼児の外傷予防リーフレット（参考2参照）
 - ア 配布枚数 合計 874 枚
 - イ 主な配布先 子ども家庭センター、市内産婦人科 等

- (2) 防犯パトロールへの参加促進リーフレット（参考3参照）
 - ア 配布枚数 合計 1,250 枚
 - イ 主な配布先 自治会、公民館、神奈川工科大学 等

3 セーフコミュニティコーナーの設置

- (1) 厚木市立中央図書館 2階 大人の本のフロア
 （令和7年8月1日から8月31日の1か月間設置）
 暮らし交通安全課と厚木市立中央図書館との連携展示により、2階大人の本のフロアにおいて、交通安全、防犯、子どもの安全、防災対策、事故予防などに関する本と共にセーフコミュニティの啓発を行いました。



図書館展示の様子

また、今後のセーフコミュニティ活動に市民の皆様の意見を取り入れるため、意見箱を設置しました。

【意見箱：意見回収数】 1件（歩道の整備に関する意見）

4 新聞、地域情報誌等への掲載

落書き消し（クリーンアップ作戦）の記事掲載

令和8年2月19日開催「落書き消し（クリーンアップ作戦）」が紹介されました。

【掲載媒体】 ①神奈川新聞 ②タウンニュース厚木・愛川・清川版

【掲載日】 ①令和8年2月23日 ②令和8年2月27日

令和7年度厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議実績

日時	場所	議事
7月29日(火) 10:00~11:00	本庁舎3階 特別会議室	① 委員長及び職務代理の選出について ② 厚木市がセーフコミュニティを始めた「きっかけ」とセーフコミュニティ推進委員会について ③ 視察可能なセーフコミュニティ活動について
12月18日(木) 10:00~11:00	第二庁舎 11階会議室	①セーフコミュニティ国際認証から「セーフシティあつぎ」への移行について ②厚木市セーフシティ推進条例制定及びセーフシティあつぎ推進基本計画の策定方針について ③今後のスケジュールについて
3月17日(月) 10:00~	第二庁舎 16階会議室A	①令和7年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書について ②厚木市セーフシティ推進条例(案)の概要について ③今後のスケジュールについて

厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿(敬称略・順不同)

委員任期：令和7年7月27日から令和8年11月(予定)

No.	役職	氏名	選出区分
1	委員長	宮田 幸紀	有識者
2	職務代理	永井 明	有識者
3	委員	秋山 勝茂	市民公募
4	委員	石澤 ふじ枝	有識者
5	委員	渡邊 妙子	市民公募

○厚木市セーフコミュニティ推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の事故、けが等の発生の予防その他の地域社会の課題解決に資するため、セーフコミュニティを推進し、もって誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる良好な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「セーフコミュニティ」とは、次条の基本原則の下に、人の一生にとって最も大切な安全及び健康を不慮の事故等から守るとともに、より住みよい魅力的な地域社会を創るための取組をいう。

(基本原則)

第3条 セーフコミュニティは、事故、けが等の発生は偶然の結果ではなく、その発生は予防できるといふ理念の下に、市民が連携し、及び協働して地域の実態に即し、推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆^{きずな}の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

(基本計画)

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその

結果に基づく取組

(6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築

(推進体制)

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

(セーフコミュニティ推進委員会)

第8条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第9条 市長は、委員会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(平24条例29・全改)

附 則（平成24年条例第29号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条、第8条並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

○厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）第8条第4項の規定に基づき、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) セーフコミュニティに関し、優れた識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚木市セーフコミュニティ推進条例主管課で処理する。

(委任)

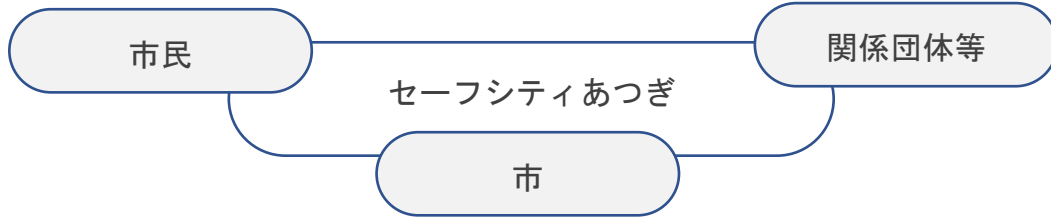
第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

セーフシティあつぎ推進条例の概要

新たに「セーフシティあつぎ」として活動を行うに当たり、安心安全なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、基本理念、市の責務、市民及び関係団体等の役割等を明確に定める、「セーフシティあつぎ推進条例」を制定します。



1 条例の構成

- (1) 目的 (2) 定義 (3) 基本理念

施策の推進	体制の整備	評価・改善等
(4) 市の責務	(8) 推進体制の整備	(11) 評価等
(5) 市民の役割	(9) 推進組織	(12) 表彰
(6) 関係団体等の役割	(10) 推進地区の指定	(13) セーフシティ推進旬間
(7) セーフシティあつぎ推進基本計画		(14) 委任

2 条例の内容

(1) 目的

セーフシティあつぎの推進に関する基本理念や市、市民及び関係団体等の役割等を規定するとともに、けが、交通事故、犯罪等の防止に必要な事項を定めることにより、安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

(2) 定義

本条例における用語の定義を規定します。

セーフシティあつぎ	市、市民及び関係団体等が一体となって、けが、交通事故、犯罪等を防止するための取組を連携して展開し、安心安全な地域社会の実現を目指す活動の総称
関係団体等	地域団体、事業者、教育機関、医療機関、警察その他安心安全に関する活動を行う団体又は機関

(3) 基本理念

セーフシティあつぎは、市民協働の精神の下、客観的事実及び科学的根拠に基づく実効性のある取組を行うことにより推進されなければならないものとします。

(4) 市の責務

- ア 地域の特性及び関係団体等の多様な知見をいかした取組を推進します。
- イ 市民及び関係団体等の理解及び関心の向上を図るため、安心安全な地域社会の実現に資する情報の収集・発信を行います。
- ウ 市民及び官憲団体等が自主的かつ継続的に活動できるよう、必要な支援や人材育成などに取り組みます。

(5) 市民の役割

- ア セーフシティあつぎへの理解を深めるとともに、その取組に参加又は協力するよう努めるものとします。
- イ 日常生活において、本人及び周囲の安全確保に努めるものとします。

(6) 関係団体等の役割

- ア 専門性及び社会資源を活用し、それぞれの活動分野においてセーフシティあつぎに参加し、協力するよう努めるものとします。
- イ 情報提供及び助言を行うことにより、地域の安心安全の向上に寄与するよう努めるものとします。

(7) セーフシティあつぎ推進基本計画

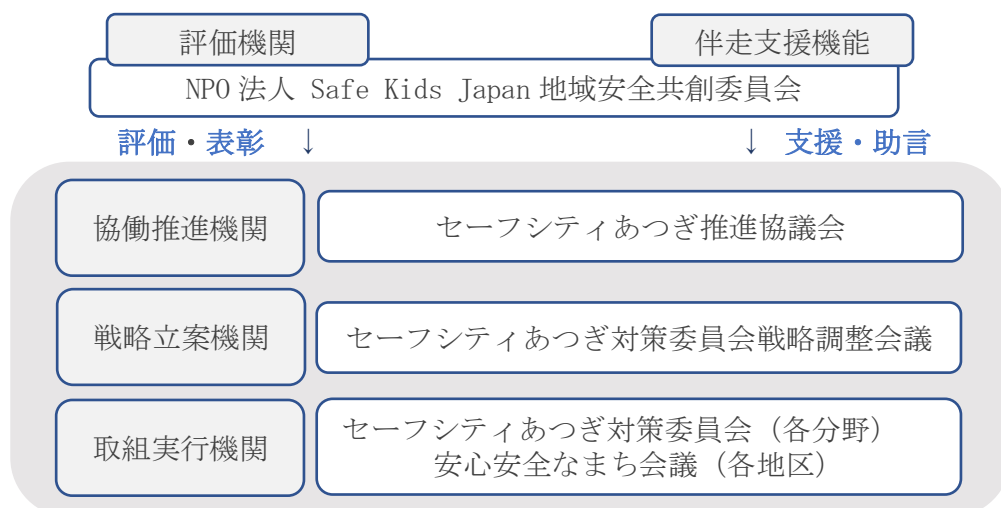
セーフシティあつぎを総合的かつ計画的に実施するため、セーフシティあつぎの推進に関する基本的な計画を策定します。

(8) 推進体制の整備

セーフシティあつぎが円滑に推進されるよう、市民及び関係団体等が協働しやすい体制を整備します。

(9) 推進組織

セーフシティあつぎの推進のために必要な組織を設けます。



(10) 推進地区の指定

セーフシティあつぎを重点的に推進する地区を指定し、取組を支援します。

市内 15 地区に、地域活動に参加する住民で構成する「安心安全なまち会議」を設置、各地区からの推薦により、「推進地区」を指定し、活動を重点的に実施します。

(11) 評価等

条例の運用状況の評価し、その評価結果を公表するとともに、結果に基づき必要に応じた措置を講じます。

(12) 表彰

顕著な功績があった取組又は優良な取組を表彰します。

顕著な功績又は優良な取組を賞揚し、それらを普及させることで、セーフシティあつぎの一層の発展に繋がります。

(13) セーフシティ推進旬間

市民及び関係団体等の理解及び関心を高め、セーフシティあつぎを広く周知するため、推進旬間を定めます。

毎年 11 月 1 日から同月 10 までを推進旬間とし、市民及び関係団体等と協働して、地域の安心安全のための活動を市内全域で展開します。

(14) 委任

条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

(15) 施行日

令和 8 年 11 月 4 日から施行します。

(16) その他

ア 厚木市セーフコミュニティ推進条例は廃止します。

イ 市条例に規定する「セーフコミュニティ」を「セーフシティあつぎ」に改めます。

(ア) 厚木市部設置条例

(イ) 厚木市自転車安全利用促進条例

(ウ) 厚木市子ども育成条例

3 今後のスケジュール

時期	内容
令和8年3月	セーフコミュニティ推進委員会で協議
4月	条例骨子の作成
5月	パブリックコメントの実施（5月1日～6月1日）
9月	条例案を市議会に提出
11月	条例施行（11月4日）

令和8年度のスケジュールについて

令和8年3月1日時点

令和8年度												R9	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		12月	1月	2月	3月	4月
	◇ 条例制定に係るパブリックコメント（市民参加手続）		● 第1回セーフコミュニティ推進委員会会議		◇ 市議会に条例案提出 □ 計画策定に係る意見交換会（市民参加手続）	● 第2回セーフコミュニティ推進委員会会議	セーフコミュニティ国際認証期間満了	◇ セーフコミュニティ推進条例廃止 ◇ セーフシティあつぎ推進条例制定	● 委員任期終了（予定）	□ 計画策定に係るパブリックコメント（市民参加手続）		□ セーフシティあつぎ推進基本計画策定	□ セーフシティあつぎ推進基本計画運用開始

●：セーフコミュニティ推進委員会 ◇：セーフシティあつぎ推進条例制定 □：セーフシティあつぎ推進基本計画